

**【更生医療の定義】**

- ① 更生医療は、一般医療(いわゆる治療医学)によって、すでに治癒(欠損治癒、変形治癒等の不完全治癒)した身体障がい者に対して、その日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上、若しくは獲得(更生)させることを目的として行われるリハビリテーション医療である。
- ② 更生医療の対象は、臨床症状が消退し永続するようになった「障がいそのもの」であり、理念的に疾病を対象にした一般医療とは一線が画される。
- ③ 適用障がいの範囲は、身体障害者福祉法第4条別表に示されている障がいである。
- ④ 障がいのうち、医療を行うことによって改善されるか、又は機能の維持が保たれるものであって、そのような医療の効果が期待できないものは対象とならない。
- ⑤ 治療の対象が障がいでなく、明らかに疾病(原疾患)に限定されていると考えられる場合は適用されない。
- ⑥ 更生医療の支給範囲は、判定書に基づき受給者証に記載されている医療に限られる。
- ⑦ 更生医療の支給認定期間は原則3か月以内とする。ただし、じん臓機能障がい及び免疫機能障がい等治療が長期に及ぶ場合は通院支給認定期間を最長1年以内とする。
- なお、再判定することにより、再認定することが可能である。

**1 肢体不自由**

対象となる障がいの状態と医療内容	① 麻痺による障がい → 理学療法、作業療法、言語療法、装具療法 ② 関節拘縮、強直、変形 → 関節固定術、関節形成術、人工関節置換術、骨切り術、理学療法 ③ 不良切断端 → 義肢装着のための断端形成術、断端延長術								
対象となる疾患名	① 変形性関節症 ② 慢性関節リウマチ ③ 骨壊死性疾患 ④ 代謝性疾患に基づく骨関節の変化 ⑤ 外傷後の骨関節の変化 ⑥ 骨関節の感染症後の変化								
対象となる解剖学的部位別手術方法	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>皮膚</td><td>① 瘢痕拘縮に対する皮膚弁移植術、皮膚弁作成術</td></tr> <tr> <td>筋腱</td><td>           ① 筋の拘縮に対する腱切り術や腱延長術            ② 腱断裂に対する腱縫合術            ③ 陳旧の断裂や麻痺に対する腱形成術(腱の移植術、移行術、交換術、縫合術、人工腱形成術等)            ④ 癒着に対する腱剥離術         </td></tr> <tr> <td>神経</td><td>           ① 外傷や変形等の原因で末梢神経が癒着している場合の神経剥離術            ② 痒性の強さを除去するための神経切除術            ③ 麻痺に対する神経移植術            ※ 神経縫合術は主に急性期に行われる所以対象にはなり難い。         </td></tr> <tr> <td>骨</td><td>           ① 変形の改善や生体工学的な機能の改善を目的とする骨切り術、骨延長及び短縮術            ② 骨欠損や偽関節に対する骨移植術(骨片切採術を含む)            ※ 骨髓炎に対する手術や骨折に対する骨接合術(偽関節の場合は該当)は対象外。         </td></tr> </tbody> </table>	皮膚	① 瘢痕拘縮に対する皮膚弁移植術、皮膚弁作成術	筋腱	① 筋の拘縮に対する腱切り術や腱延長術 ② 腱断裂に対する腱縫合術 ③ 陳旧の断裂や麻痺に対する腱形成術(腱の移植術、移行術、交換術、縫合術、人工腱形成術等) ④ 癒着に対する腱剥離術	神経	① 外傷や変形等の原因で末梢神経が癒着している場合の神経剥離術 ② 痒性の強さを除去するための神経切除術 ③ 麻痺に対する神経移植術 ※ 神経縫合術は主に急性期に行われる所以対象にはなり難い。	骨	① 変形の改善や生体工学的な機能の改善を目的とする骨切り術、骨延長及び短縮術 ② 骨欠損や偽関節に対する骨移植術(骨片切採術を含む) ※ 骨髓炎に対する手術や骨折に対する骨接合術(偽関節の場合は該当)は対象外。
皮膚	① 瘢痕拘縮に対する皮膚弁移植術、皮膚弁作成術								
筋腱	① 筋の拘縮に対する腱切り術や腱延長術 ② 腱断裂に対する腱縫合術 ③ 陳旧の断裂や麻痺に対する腱形成術(腱の移植術、移行術、交換術、縫合術、人工腱形成術等) ④ 癒着に対する腱剥離術								
神経	① 外傷や変形等の原因で末梢神経が癒着している場合の神経剥離術 ② 痒性の強さを除去するための神経切除術 ③ 麻痺に対する神経移植術 ※ 神経縫合術は主に急性期に行われる所以対象にはなり難い。								
骨	① 変形の改善や生体工学的な機能の改善を目的とする骨切り術、骨延長及び短縮術 ② 骨欠損や偽関節に対する骨移植術(骨片切採術を含む) ※ 骨髓炎に対する手術や骨折に対する骨接合術(偽関節の場合は該当)は対象外。								

脊柱・脊髓	<p>① 変形に対する脊椎固定術          ② 脊椎側彎症手術          ※ ヘルニア除去術や椎弓切除は対象外。</p>
関節	<p>① 関節固定術          ② 関節形成術          ③ 鞣帯再建術(陳旧性の不安定性に対して)          ④ 人工関節置換術          ⑤ 骨切り術          ⑥ 関節内清掃術(陳旧性のもので、機能障害の原因になっている場合)          ⑦ 金属抜去術          ※ 急性化膿性関節炎に対する関節切開や関節内清掃術、または新鮮外傷による半月板損傷・靭帯断裂等に対する手術は対象外。</p>
支給認定の範囲	<p>※ 術前の自己血貯血は、通院に続く入院と合わせて最長90日間を認める。          ※ 術後のリハビリテーションは、通院で最長180日間を認める。</p>

## 2 心臓機能障がい

対象者	<p>① 心臓疾患により心臓機能に障がいを有する身体障がい者であって、手術により心臓機能障がいの軽減又は除去がはかられ、将来確実に生活能力の回復の見込みのあるもの。          ② おおむね3か月程度の医療で相当確実な治療効果を期待できるもの。</p>	
対象疾患者名と主な手術方法	心臓弁膜症	弁形成術、弁置換術、弁移植術、直視下交連切開術
	先天性心疾患	開心根治手術、欠損孔閉鎖術
	虚血性心疾患	経皮的冠動脈形成術、大動脈冠動脈バイパス術
	洞不全症候群 完全房室ブロック	ペースメーカー植込み術、ペースメーカージェネレーター交換術、カテーテルアブレーション
	心室細動、心室頻拍	植え込み型除細動器植え込み術
	大動脈疾患	人工血管置換術(上行大動脈、大動脈弓部のみ対象)、経皮的肺動脈拡大術
	拡張型心筋症・拡張相の肥大型心筋症・虚血性心筋疾患	心臓移植術
支給認定の範囲	<p>① 心臓疾患に対する手術及びこれに伴う医療に限る。          ※ 手術が前提であるため、内科的治療(例えば術後長期にわたるジギタリス剤の投与等)は適用外。          ※ 術後の抗凝固療法については、最長1年以内の通院治療を認める。          ※ 術後の感染症に対する薬物治療は同一入院期間内で適応となる。          ※ 心臓移植後の免疫抑制療法については、最長1年以内の通院治療を認めること。</p>	

### 3 じん臓機能障がい

対象者	じん臓機能障がいのうち、保存的療法で尿毒症状の改善ができない者であつて、人工透析療法又はじん移植術によりじん臓機能の障がいに基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるもの。
支給認定の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>① 人工透析療法（血液透析・腹膜透析）</li><li>②じん移植術及び免疫抑制療法</li><li>③じん機能障がいに対する人工透析療法、じん移植術に伴う医療に限る。</li></ul> <p>※ 腎不全を招來した原疾患に対する治療は適用外。</p> <p>※ 人工透析療法とじん移植後の免疫抑制療法については、最長1年以内の通院治療を認める。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>① 人工透析者が旅行等で一時的に他の病院で通院透析をする場合、再判定をする必要はない。</li><li>②じん臓機能障がいの再認定において、通院による人工透析療法（血液透析・腹膜透析）、じん移植術後の免疫抑制療法及び移植じん機能検査の医療であって、市町村長が前回判定時の治療内容（透析回数・通院回数・合併症の有無・薬剤投与の種類及び回数・医療費概算額等）と比較して大きな変更がないと認める場合は、センターへの判定依頼書の提出を省略することができる。</li></ul>

### 4 肝臓機能障がい

対象者	肝臓疾患により肝臓機能に障がいを有する身体障がい者であつて、肝臓移植術により肝臓機能の障がいに基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるもの。
支給認定の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>①肝臓移植術及びこれに伴う医療に限る。</li><li>②肝臓移植後の免疫抑制療法及び移植肝機能検査</li></ul> <p>※ 肝臓機能障がいを招來した原疾患に対する治療は適用外。</p> <p>※ 肝臓移植後の免疫抑制療法については、最長1年以内の通院治療を認める。</p>
備考	

### 5 小腸機能障がい

対象者	小腸大量切除又は小腸疾患により小腸機能に障がいを有する身体障がい者であつて、中心静脈栄養法により小腸機能障がいに基づく栄養維持の困難な状態が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるもの。
支給認定の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>①小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法</li><li>②中心静脈栄養法に伴う医療<ul style="list-style-type: none"><li>-1 中心静脈カテーテル留置に関連した合併症に対する医療</li><li>-2 微量物質の栄養障がい、肝障がい等その他の代謝異常に対する医療</li><li>-3 胆石症等の合併症に対する手術</li></ul></li></ul> <p>※ 中心静脈栄養法は、最長1年以内の通院治療を認める。</p>

## 6 免疫機能障がい

対象者	ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいを有する身体障がい者であつて、抗HIV剤の投与等により免疫の機能の障がいに基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるもの。
支給認定の範囲	<p>① 健康保険の診療方針及び診療報酬の例による診療で、かつ、免疫の機能の改善を図るものであること。</p> <p>② 抗HIV療法、免疫調節療法等HIV感染に対する医療に限る。</p> <p>※ 抗HIV療法等は、最長1年以内の通院治療を認める。</p>
対象例	<p>① 抗HIV療法 → HIVそのものに対する抗ウイルス療法</p> <p>(1) 逆転写酵素阻害剤 AZT (ジドブジン) ddI (ジダノシン) ddC (ザルシタビン) d4T (サニルブジン) 3TC (ラミブジン) 併用療法 (AZTとddIの交互投与など)</p> <p>(2) たんぱく分解酵素(プロテアーゼ)阻害剤 サキナビル、リトナビル、インジナビル 併用療法 (サキナビル、リトナビルの併用、(1)との併用療法など)</p> <p>② 免疫調節療法 低下した免疫力を回復させ、またそのことによりHIVに対する免疫力も増強させる療法 (例) 各種リンホカイン、インターフェロン</p> <p>③ その他HIV感染に対する医療 → 合併症の予防及び治療など (例) カリニ肺炎予防治療 ST合剤、ペニタミジンなど 結核予防治療 抗結核剤 ヘルペス予防治療 アシクロビル 非定型抗酸菌症予防治療 クラリスロマイシン、抗結核剤</p> <p>※ 合併症の予防及び治療は、HIV感染症によるものに限る。</p>

## 7 その他の障がい

障がい区分	対象となる疾病名及び医療内容例
視覚障がい	<p>① 白内障 → 白内障手術 (水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋め込み術)、人工レンズ自体も含まれる</p> <p>② 角膜白斑(角膜混濁) → 角膜移植術、角膜点墨術、光学的虹彩切除術</p> <p>③ 網膜剥離 → 網膜剥離手術(光凝固術)</p> <p>④ 眼瞼内反症 → 内反症手術</p> <p>⑤ 眼瞼外反症 → 外反症手術</p> <p>⑥ 兔眼症 → 兔眼症手術</p> <p>⑦ 瞳孔閉鎖症 → 光学的虹彩切除術、虹彩瘻着剥離術</p> <p>⑧ 眼球摘出後の組織充填術・義眼包埋術</p> <p>⑨ 進行した開放隅角緑内障</p>

聴覚障がい	<p>① 外耳性難聴(外耳道閉鎖等) → 外耳道形成術等          ② 慢性中耳炎 → 鼓室形成術、人工鼓膜、慢性の炎症に対する処置、変形              癒着等に対する外科的処置          ③ 鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術          ④ 感音性難聴→人工内耳等              ※ 術後の聴力リハビリテーションは、最長1年以内の通院治療を認める。          ⑤ 鼓膜癒着、耳管閉塞 → 鼓膜剥離術、形成術、耳管開通処置</p>
音声・言語 機能障がい	<p>① 口蓋裂、兔唇等による音声・言語機能障がい → 口唇形成術、口蓋形成術          ② 外傷性または手術後に生じた構音障がい → 形成術          ③ その他、人工喉頭や食道発声訓練等</p>
そしやく 機能障がい	<p>① 唇顎口蓋裂の後遺症によるそしやく機能障がい → 歯科矯正治療              ※ 歯科矯正治療は、最長1年以内の通院治療を認める。</p>